

訳注 晉書刑法志（未定稿）

内田智雄

夫司寇作典、建三等之制、甫侯修刑、通輕重之法、

叔世多變、秦立重辟、漢又修之、大魏承秦漢之弊、未及革制、所以追戮已出之女、誠欲殄醜類之族也、然則法貴得中、刑慎過制、臣以爲女人有三從之義、無自專之道、出適他族、還喪父母、降其服紀、所以明外成之節、異在室之恩、而父母有<sup>△</sup>罪、追刑已出之女、夫黨見誅、又有隨姓之戮、一人之身、內外受辟、今女旣嫁、則爲異姓之妻、如或產育、則爲他族之母、此爲元惡之所忽、戮無辜之所重、於防<sup>△</sup>則不足懲奸亂之源、於情則

△百衲本・宋明本には「臣」が「所」になっている。

△朝鮮本には「有」が「育」になっている。

傷孝子之心、男不得罪於他族、而女獨嬰戮於一門、所以哀矜女弱、鑄明法制之本分也、臣以爲在室之女、從父母之誅、既醜之婦、從夫家之罰、宜改舊科、以爲永制、於是有所詔、改定律令、<sup>a</sup>

そもそも、司寇は三典を作つて三等の制度を建て、甫侯は刑法を整えて、刑の適用を軽くも重くもできるようにした。<sup>b</sup>ところが、末の世になるとそれが多く変改せられ、秦は重い刑罰を設け、漢はさらにそれを修め整えた。わが魏は秦や漢の悪弊をうけついで、いまだその制度を改めるにいたつていない。すでに他に嫁いだ女<sup>むすめ</sup>をまで追いかけて誅戮するには、まことに悪人の一族を根こそぎ断やそうとすればこそである。ひるがえつて考えるに、法律は中正を得ることをたつとび、刑罰は度を過ぎることを慎しむべきであり、私がおもうのに、女には三従の義<sup>つとみ</sup>がある<sup>c</sup>。あつて、自らの意志でふるまうことが許されない。いでて他族に嫁し、還つてさとかたの父母の喪に服する場合、その服喪の規定の等級を下げるのは、嫁いで始めてその本分がまつとうさ

<sup>a</sup> 司寇は三典を作つて三等の制度を建て。

周礼秋官大司寇にもとづく。治乱の程度を異にする三等の国、すなわち新邦・平邦・乱邦を刑すのに、それぞれ輕典・中典・重典の三典を用いることをいう。

<sup>b</sup> 甫侯は刑法を整えて、刑の適用を軽くも重くもできるようにした。

書經の呂刑にもとづく。呂刑に「上刑も軽きに適き下に服し、下刑も重きに適き上に服し、輕重諸罰、權あり、刑罰は世に軽く世に重し」とあり、犯罪の情状や社会の状態などを考慮にいれて、刑罰の適用に寛厳の幅をもたすべき」と述べている。

<sup>c</sup> 三従の義。

儀礼喪服伝に「婦人三従の義ありて、專制の道なし。故に未だ嫁せざれば父に従ひ、既に嫁すれば夫に従ひ、夫死すれば子に従ふ」とある。

<sup>d</sup> 還つてさとかたの父母の喪に服する場合、その服喪の

れるという女の道を明らかにし、親もとにいる場合の情愛と区別するためである。しかるに父母に罪があると、すでに嫁いだ女をまで追いかけて刑をおよぼし、夫の一族が誅せられると、

夫の姓に付隨するものとして戮をうける。このようにして、ひとりの身で内外両方の関係から刑をうける。いま、女がすでに嫁けば異姓の妻となり、もし子供を産育すれば、他族の母となるわけである。こういうやりかたは、元凶たる父母とのわざかばかりの関係を理由として、罪のない婚家にとつて、妻である母であるというかけがえのない人を殺すものである。犯罪を防止する上では、姦悪の根源を懲らしめるのに役立たないし、情においては、孝子の心をいたましめるものである。男は他族との関係で罪をうけることがないのに、女だけが両族から誅戮をうけるのは、弱い女をあわれみ、法制を明らかにするというやうりかたではない。私がおもうのに、未婚の女は父母のうける誅に従い、既婚の婦は夫家のうける刑に従うこととし、よろしく旧来の科を改めて、永久の制さだめとすべきである、と。ここにおいて天子の詔がくだり、律令を改定した。

規定の等級を下げる。

儀礼喪服伝に、いまだ嫁しない在室の女は、父に対しこれでは斬衰三年、父が存命ならば母に對して期（一年）、父の卒したのちは斎衰三年の喪に服する規定であるが、すでに嫁した女は、生みの父母のために斎衰不杖期と、その服喪の等級を下げて服する。それは、在室の女は父を規準とするが、嫁したのちは夫を規準とするからである。

文帝爲晉王、惠前代律令、本注煩雜、陳羣劉邵、雖經改革、而科網本密、又叔孫郭馬杜、諸儒章句、但取鄭氏、又爲偏黨、未可承用、於是令賈充定法律、令與太傅鄭沖、司徒荀覬<sup>△</sup>、中書監荀勗、中軍將軍羊祐、中護軍王業、廷尉杜友、守河南尹杜預、散騎侍郎裴楷、潁川太守周權<sup>△</sup>、齊相郭頎、都尉成公綏、尚書郎柳軌、及吏部令史榮邵等十四人、典其事、

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・斠注本には、いずれも「覬」が「顥」になつていている。  
△百衲本・宋明本・朝鮮本には「權」が「雄」になつていている。

△百衲本・宋明本・朝鮮本・汲古閣本・斠注本には、「都」の上に「騎」の字がある。

文帝が晉王となつたとき<sup>e</sup>、前代の律令が本文も注も煩雜で、陳羣<sup>g</sup>や劉邵<sup>h</sup>がかつて改革を加えたものの、法の規定がもじゆと細密で、そのうえ叔孫宣・郭令卿・馬融・杜など、多くの学者の章句<sup>k</sup>があるのに、鄭玄の章句のみを採用して居るのは、これまた片寄つたことであり、そのまま用いることができないのを遺憾とした。そこで賈充<sup>m</sup>に命じて法律を改定させることとし、太傅の鄭沖<sup>n</sup>・司徒の荀顥<sup>p</sup>、中書監の荀勗<sup>q</sup>、中軍將軍の羊祐<sup>r</sup>、中護軍の王業<sup>w</sup>、廷尉の杜友<sup>x</sup>、守河南尹の杜預<sup>z</sup>、散騎侍郎の裴楷<sup>b</sup>、潁

e 文帝が晉王となつたとき。

司馬昭（文帝）は景元四年（263 A.D.）に蜀を滅ぼした功によって、魏の天子から晉王に封ぜられた。そして魏は泰始元年（265 A.D.）に亡びている。

f 本文も注も。

原文の「本注」の意義が明らかでない。律令の本文とともに付された原注の」ときものをいかとも考えられるが、あるいはまた、諸家の章句の」ときものをいふのかも知れない。

g 陳羣。訳注四六一頁、脚注c参照。

h 劉邵。訳注四六二頁、脚注d参照。

i 叔孫宣・郭令卿・馬融。

訳注四一一八頁、脚注b・c・d参照。

川太守の周雄<sup>e</sup>、齊相の郭頤<sup>f</sup>、騎都尉の成公綏<sup>g</sup>、尚書郎の柳軌<sup>h</sup>、  
および吏部令史の榮邵<sup>i</sup>など十四人ともに、法律改定のことを  
つかかどひした。

j 杜。その人を詳らかにしない。  
k 章句。訳注<sup>m</sup>一一八頁、脚注<sup>a</sup>参照。  
l 鄭玄。訳注<sup>m</sup>一一八頁、脚注<sup>e</sup>参照。

m 賈充。

字は公闐、平陽襄陵の人。魏のとき司馬氏に仕え、文帝（司馬昭）に特に信任せられ、廷尉となり、朝廷の機密に参与し、また命ぜられて法律改定のことについた。晉の武帝が即位したのを、車騎將軍・散騎常侍・尚書僕射となり、さらに魯郡公に封ぜられた。充の定めた新律が天下に施行せられたのは泰始四年(268 A.D.)のことで、百姓はこれを良法としてたたえた。太康三年(282 A.D.)に年六十六で卒した。

n 太傅。訳注<sup>m</sup>一一〇頁、脚註<sup>e</sup>参照。

o 鄭沖。

字は文和、滎陽開封の人。魏の文帝が太子の時その文學となり、尚書郎に累遷し、嘉平三年(251 A.D.)に司空、甘露元年(256 A.D.)に司徒、景元四年(263 A.D.)に太保、晉の武帝即位ののを太傅となり、泰始七年(271 A.D.)に卒した。

p 司徒。訳注<sup>m</sup>一一〇五頁、注<sup>②</sup>、および一一〇頁、脚注<sup>f</sup>参照。

q 荀顥。

本文の荀顥<sup>g</sup>は荀顥の誤りであろう。荀顥については訳注<sup>m</sup>一一〇四頁、脚注<sup>r</sup>参照。

r 中書監。

中書令とともに詔勅の作制を始め政治の機密をつかむ職。

s 荀勑。

字は公會、潁川頴陰の人。始め魏に仕え、のち晉の文帝に仕えて侍中となり、武帝即位ののち中書監を経て尚書令となつたが、太康十年(289 A.D.)に卒した。

t 中軍將軍。

晉の武帝の始め、羊祜を中軍將軍とした時に、その職務を領軍將軍と同じものに改め、從来領軍の任であった二衛前後左右驍騎の七つの軍當の兵を統率し、禁中守備の任にあたらしめるようにした。この中軍將軍は泰始三年(267 A.D.)に廢されて北軍中候がおかれた。

u 羊祜。

字は叔子、泰山南城の人。魏のとき司馬昭の從事中郎となり、荀勑とともに機密に参画した。晉の武帝のとき尚書右僕射となり、吳を討つにあたって都督荊州諸軍事となり、その徳望極めて高く、吳の民心を収攬した。病篤きにのぞみ、自らに代わる人物として杜預を推して卒した。時に年五十八(221—278 A.D.)。

v 中護軍。

武官の選任をつかさどる官で、當兵を統領した。

w 王業。その伝を詳らかにしない。

x 廷尉。訳注①一〇七頁、脚注b、②一一〇二二頁、脚注d参照。

y 杜友。

魏志母丘儉伝にひく「世語」には、字は季子、東郡の人。魏に仕えて侍御史となり、母丘儉の獄を治め、晉に仕えて冀州刺史、河南尹となつたことが見えている。

z 守河南尹。

唐制では官位の低いものが、その官位より高い官職に任せられる場合に、官職名の上に「守」の字を冠して呼ぶことなつていて、が、六朝では必ずしもそうではなく、むしろ今日の「心得」とか兼任といふ意味で用いられた場合が多かつたようである。杜預の伝によると、その時「守河南尹」とのみあって、他に官職をもつていなかつたようであるから、河南尹心得というほどの意かと考えられる。なお河南尹については、訳注③一〇二頁、脚注g参照。

a 杜預。

字は元顥、京兆杜陵の人。名門の出身で晉の文帝の妹を娶り、賈充等と律令を定め、その注解を奏上した。泰始中に守河南尹となり、安西軍司、秦州刺史を歴任し、羊祜の死後、鎮南大將軍、都督荊州諸軍事となり、さらに司隸校尉となつた。功を立てたのは専ら經籍を愛し、春秋經伝集解、釈例、盟会図、春秋長歴などを作り、年六十(284 A.D.)に卒した。

b 散騎侍郎。

散騎常侍（訳注<sup>四</sup>六二頁、脚注d参照）の属官。

c 裴楷。

字は叔則。晉の文帝に仕え、賈充等の律令改定に際しては定科郎となり、改定成ったのち詔によつて帝の前で執読し、群臣がその当否を批判したが、楷は音吐朗々と応答し、左右の臣は目をみはり、聴くものは惱むことを忘れたといわれる。武帝即位ののち散騎侍郎、散騎常侍、河内太守となり、さらに右軍將軍から侍中や尚書や中書令となつた。年五十五で卒した。

d 頓川太守。頓川は訳注<sup>四</sup>一〇四頁、脚注t参照、太守は郡の長官。

e 周雄。

殿版その他には「周權」に作つているが、晉書賈充伝には「頓川太守周雄」とあり、おそらくは「周雄」が正しいであろう。その伝は詳らかでない。

f 斎相。

斎は今の山東省の一部、相とは天子の子弟の封ぜられた王国の長官、その職は郡の太守の如きもの。

g 郭頑。

その伝を詳らかにしない。

h 騎都尉。

殿版その他には「都尉」とあるが、おそらくは「騎」の字を脱しているのであろう。騎都尉は奉車都尉・駒馬都尉とともに三都尉といわれる。おそらくは禁中の騎馬の兵をつかさどる武官であろう。

i 成公綏。

字は子安、東郡白馬の人。詞賦の華麗なことをもつて知られる。召されて博士となり、秘書郎・中書郎に累遷し、賈充等の法律制定のことにつたずさわり、泰始九年(273 A.D.)に年四十三で卒した。

j 尚書郎。

尚書令の属官、尚書令については訳注<sup>四</sup>一〇一頁、脚注f参照。

k 柳軌。

その伝を詳らかにしない。

l 吏部令史。

吏部は官吏の任免や賞罰などをつかさどる」とを職とし、令史はその属官。

m 栄部。

その伝を詳らかにしないが、字は茂世、北平の人で、清河太守となつたことが文選勸進表の李注に見えてゐる。

就漢九章、增十一篇、仍其族類、正其體號、改舊律

爲刑名法例、辨囚律爲告劾繫訊斷獄、分盜律爲請贖詐

僞水火毀亡、因事類爲衛宮違制、撰周官爲諸侯律、合二十篇、六百二十條、二萬七千六百五十七言、蠲其苛

穢、存其清約、事從中典、歸於益時、其餘未宜除者、

若軍事田農酤酒、未得皆從人心、權設其法、太平當

除、故不入律、悉以爲令、施行制度、以此設教、違令

有罪則入律、其常事品式章程、各還其府爲故事、

△宋明本には「宮」が「至」になつてゐる。南監本・秘閣本には「宮」が「官」になつてゐる。

漢律の九章に十一篇を加え<sup>①</sup>、その種類によつて分別して、そ

の実体と名称とを正しく対応させた。すなわち旧律を改めて刑

名・法例<sup>②</sup>となし、囚律を別けて告劾・繫訊・断獄となし、盜律

を分けて請贖・詐僞・水火・毀亡となし、事がらの類似にもと

づいて衛宮・違制となし、周の官制を撰述してそれを諸侯律と

した。あわせて二十篇、六百二十条、二万七千六百五十七字と

なる。旧律のきびしくわざらわしいところを除き、すつきりと

<sup>n</sup>刑名・法例。

刑名・法例の両篇は、ともに刑法の総則的規定である。

刑名は刑罰の名称やその種類に関する規定であり、法例は刑罰の適用に関する規定である。漢にもと具律があつたが、魏では刑名律といわれ、晉にいたつて刑

名・法例の二篇に分けられた。晉以後、齊・梁・陳および後魏・北周においても、刑名と法例に分けているが、北齊および隋・唐以後、名列律一篇に包摂せられている。

して要を得たものを存し、万事、中典に従うこととし、いまの

時世に裨益することをむねとした。その他いまのところ除いて

は具合のよくないもの、たとえば軍事<sup>u</sup>、田農<sup>v</sup>、酤酒<sup>w</sup>などに関

する規定は、いまだことごとくは民心にそい得ないものである

が、便宜それらの法を設けておいて、太平の世ともなればまさに除き去るべきである。故に律には入れず、ことごとく令とした。これを制度として施行し、これによつて政教を打ちたて、

令に違反することによつて生じた罪は、その罰則を律のうちに

設けた。その通常の品式や章程は、それぞれの役所にかえして

故事とした。

註① 漢律の九章に十一篇を加え。

晉志が「漢律九章に十一篇を加え」といつているのは、九章律（具・盜・賊・囚・捕・雜・興・廢・戸）の中から、具律が刑

名・法例の二篇に改編せられて一篇を増し、それに告劾以下の十篇が加えられて、合計二十篇となつたという意味であろう。

ただし唐六典では、晉律の篇名を刑名・法例・盜・賊・詐偽・

請赇・告劾・捕・繫訊・断獄・雜・戸・擅興・毀亡・衛宮・水火・廢・閔市・違制・諸侯の二十篇とするし、漢律九章から囚律を除き、閔市律一篇をえたものとしている。なお滋賀秀三

○告劾・繫訊・断獄。

訳注四六五頁、脚注d・e・g・j参照。

P請赇・詐偽・毀亡。

訳注四七〇頁、脚注g、六四頁、脚注t、および六三頁参照。

q水火。

唐律の雜律の規定などから判断すると、水や火のあつかいを失し、あるいは水や火によって、人命や財物などに損傷をあたえた場合の刑罰や賠償に関する規定を内容とするものであろう。

r衛宮。

衛宮律は宮城の守備などに関する規定であり、漢の宮衛令や越宮律の類を集めたものと思われる。

s違制。

違制律は百官の職務上の違反を取締る規定で、晉以後、北周にいたるまでは違制律と称され、隋唐以後、職制律と改められた。

t六百二十条。

晉志が六百二十条とするのに対し、唐六典は「凡そ一千五百三十條」としており、両者実に九百十条の差を有することとなるが、六典のこの記事は、隋書刑法志に「齊武の時、刪定郎王植之、張杜の旧律に集注し、合せて一書となす、凡そ一千五百三十條」とあるのを誤って記したものと思われる。

氏は、六典の説に従うのを正しいとしているが（漢唐間の法典についての一三の考証、東方学、第十七輯）、晉志が閔市律の新設や囚律の解消に関する別に言及していないことからすれば、六典の記載に疑問なしとはしない。

(2)  
旧律。

沈家本は「具律」の誤りであろうとしており（律目考）、また「舊具律」を作るべしともいい（律令、三）、程樹德もまた「具律」の誤りとしている。もし旧律の語に誤りなしとすれば、晉志の編者は、事実としては具律のことを述べようとしたながら、漢律全体を意識して「舊律」の語を用いたかも知れない。

<sup>u</sup> 軍事。  
軍事に際しての兵役や徵發などに関するもの、および唐の六典注にあげる晉令四十篇のうち、軍戦令・軍水戦令・軍法令など、直接兵戦に関するものや、また選將令・軍吏員令などもその内容の一部をなしたものと思われる。

<sup>v</sup> 田農。

その名称から判断すると、農耕に関する令で、唐六典注にあげる晉令四十篇中の佃令の如きものも、その内容の一部をなしたものと思われる。

<sup>w</sup> 酷酒。

酷酒とは酒を賣ること。ここに酷酒に関することが令とせられたが、「いまだことごとくは民心にそい得ないものであるが、……太平の世ともなればまさに除きてるべきである」といわれていることからすると、酒の醸造や販売を規制（たとえば禁止）することについての令であろうと思われる。

減梶斬族誅從坐之條、除謀反<sup>a</sup>適養母出女嫁、皆不復還坐父母弃市、省禁固相告之條、去捕亡<sup>△</sup>沒爲官奴婢之制、輕過誤老小女人、當罰金杖罰者、皆令半之、重奸伯叔母之令弃市、淫寡女三歲刑、崇嫁娶之要、一

△宋明本・朝鮮本には「亡」が「士」になっている。

以下娉爲正、不理私約、峻禮教之防、準五服以制罪也、凡律令、合一千九百二十六條、十二萬六千三百言、六十卷、故事三十卷、泰始三年、事畢、表上、武

帝詔曰、昔蕭何以定律令受封、叔孫通制儀爲奉常、賜金五百斤、弟子百人皆爲郎中、夫立功立事、古今之所重、宜加祿賞、其詳考差敍、輒如詔簡異、弟子百人、隨才品用、賞帛萬餘匹、武帝親自臨講、使裴楷執讀、四年正月、大赦天下、乃班新律、

<sup>x</sup>梶・斬・族誅や從坐の条項を減らし、謀反<sup>b</sup>の条項から、かつて適母や養母であつたが出されたものや、女のすでに嫁いだものを除いて、いずれも、もとの関係にもどして、父母の罪に連

<sup>x</sup>梶。

梶首のこと。訳注<sup>c</sup>九五頁、脚注<sup>b</sup>、九八頁、脚注<sup>n</sup>参照。

<sup>y</sup>斬。

腰斬のこと。訳注<sup>d</sup>九五頁、脚注<sup>b</sup>参照。

坐して弃市の刑とはしない<sup>(3)</sup>。また禁錮<sup>c</sup>や相告<sup>d</sup>の条項をはぶき、

兵士の逃亡したのを捕えた時<sup>e</sup>、その家族を没収して官の奴婢とする制度をやめ、過誤の場合や老小や婦女で<sup>f</sup>、罰金や杖罰にあたるのを軽くし、いざれもその罰を半減させた。また伯母叔母を姦することについての法令を重くして弃市とし、寡婦を淫するのを二年の刑とした。結婚のとりきめをおもんじ、もっぱら結納をとりかわしたものとなし、礼をふまないとりきめを認めないこととした。犯罪を防止するために礼教を盛ん

にし、五服<sup>g</sup>の等級に準じて罪の輕重を定めた。およそ律令は、

あわせて二千九百二十六条、十二万六千三百字、六十巻。故事は三十巻。泰始三年<sup>h</sup>に律令改定のことが終つて、上表文とともに天子にたてまつた。武帝が詔して曰く、「その昔、蕭何は律令を改定して封爵をうけ、叔孫通は礼儀を制定して奉常に任せられ、黄金五百斤をたまわり、弟子百人はみな郎中となつた。そもそも功績を立て事業を成しとげることは、今も昔も重んずるところであつて、よろしく俸禄や褒賞をあたえるべきである。それ、仔細に検討を加え、それぞれ差等を付して官位につけよ」と。そこで詔に従つて選び出し、弟子百人がその才

<sup>z</sup>族誅。

一人の罪によってその三族を誅戮すること。なお三族については訳注<sup>i</sup>九八頁、脚注<sup>p</sup>参照。

<sup>a</sup>徒坐。

訳注<sup>j</sup>九八頁、脚注<sup>k</sup>参照。

<sup>b</sup>謀反。

訳注<sup>i</sup>九八頁、脚注<sup>l</sup>参照。

<sup>c</sup>禁錮。

訳注漢書刑法志、四八頁、注(46)、訳注<sup>m</sup>一二三頁の訳文参照。

<sup>d</sup>相告。

人の罪を官に告げ訴えること。ここに相告の条項をはぶくというのは、相告を禁じた条項か、許した条項か明らかでないが、晉律の成った泰始三年(267 A.D.)にすぎだつ四十年、魏の文帝の黄初四年(229 A.D.)に誹謗をもつて相告ぐるものは、告げられたものの罪をもつて罪すという詔が出され、また翌五年に初めて令して、謀反大逆については相告を許すが、その他の犯罪についてはすべて聽治しないこととし、妄りに相告するものは、相告されたものの罪をもつて罪すとされており、その後は相告に関する詔令が見出されないところからすると、おそらくこれは、相告の制限条項をはぶいたことをいうのではないかと思う。

<sup>e</sup>兵士の逃亡したのを捕えた時。

能に応じて用いられ、帛<sup>きぬ</sup>一万余匹が賞としてあたえられた。武帝は親しく新律の講席に臨んで、裴楷に執読せしめた。泰始四年正月に、天下に大赦を行なつて新律を公布した。

(3) 謀反の条項から、かつて適母や養母であったが出されたものや、女のすでに嫁いだものを除いて、いずれも、もとの関係にもどして、父母の罪に連坐して弃市の刑とはしない。

本文の「父母」というのは、もっぱら「女嫁」の「女」を承けての表現であつて、「適養母」を承けることばとしては、「子」の罪に坐してということはあるべきであるが、直接上にある

「女」ということばに牽引せられて、それを省略したものであると思われる。従つて適母や養母は子の罪に、女の嫁したものには父母の罪に、それぞれ連坐して、弃市の刑とはしないということを述べているのである。

なおこの本文には、いろいろな読解の仕方が可能であつて、いままその二、三を例示すれば次の如きがある。

本文の読みかたは訳文と同じであるが、「父母に坐して」という表現が、上記の如く、適養母は子の罪に連坐するということばを省略したものとは見ずに、本文の表現のままに理解しようとするものである。すなわちそれは、適母たると養母たるとを問わず、嫁してひとたび母たる身分を得たもので、離婚せられて実家に帰つているものと、現に嫁して他家の妻となつているものとは、父母が謀反を起した場合でも、それに坐して弃市の

本文には「去捕亡<sup>き</sup>沒爲官奴婢之制」とあるが、宋刊明修本と朝鮮本は「捕士亡」に作り、文献通考は「亡」の字を一字としている。ここでは上の「亡」の字を「士」の誤りとして訳しておいた。

f 過誤の場合や老小や婦女で。

これをさきの「除謀反適養母出女嫁」と同じ句づくりとすれば、「過誤の罪で、老小や婦女が罰金や杖罰にあたるのを軽くし」となるが、いまは過誤を老小や婦女と同じく、刑の輕減される条件のひとつと解して、上記のように訳しておいた。なお晉書食貨志によると、「十二以下六十以上は老小となす」とある。

g 五服。

五服とは服喪の際に、死者に対する尊卑親疎の関係に応じて、着用する喪服の種類や服喪の期間に、斬衰三年・齊衰一年・大功九月・小功五月・縗麻<sup>レモ</sup>三月など五等の区別があることをいう。

h 泰始三年は 267 A.D.

i 蕭何。

j 叔孫通。  
訳注<sup>33</sup>一一六頁、脚注n 参照。

k 奉常。  
訳注<sup>33</sup>一一七頁、脚注t 参照。

訳注<sup>33</sup>一二三頁、脚注g 参照。

1郎中。

刑とはしないと解するものである。

いまひとつは、「皆不復還坐、父母弃市」という読みかたで、それは謀反の犯人が子であること前提として、「謀反の条項から、かつて犯人の適母や養母であつて出されたものや、女すでに嫁いだものを除いて、いずれも、さとかたの罪には連坐しないこととするが、父母は弃市の刑とする」と解するものである。しかしこの場合「父母」という「母」は、犯人の適母や養母の出されたものでない「母」、すなわち「父」の現在の妻をいうものと解さなければならない。それにしても、この「父弃市」の四字は、必ずしも必要としないことばである。

なお「謀反」の「反」は、百衲本および宋明本には「及」の字に作っており、かつ「謀及」という成語も存してはいるが、ここにはあてはまらない。

その職掌は門戸を守り、出でては車騎の兵員に加わるとせられ、従つて天子に近侍して護衛することを任としたようである。秩は比三百石。